

# 地方税法等の一部を改正する法律の概要

〔施行：原則公布の日〕

総務省  
令和 2 年 4 月

## 1 徴収の猶予制度の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 2 月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予できる特例を設ける。

※ この特例創設に伴う地方公共団体の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置を創設。  
【地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の改正】

## 2 固定資産税

### ◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする。

(※) 令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

### ◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填。

## 3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

※ この措置に伴う減収については、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金により全額を補填。

【地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成 11 年法律第 17 号)の改正】

## 4 その他

- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

## 徴収の猶予制度の特例

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合 (注) )	特 例
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。</li><li>○ 原則として、担保の提供が必要。</li><li>○ 延滞金は軽減(年1.6%)。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用</li><li>○ 担保は不要。</li><li>○ 延滞金は免除。</li></ul>

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。